求職者等に対するハラスメントの防止に関する方針

令和８年１０月１日

社会福祉法人豊川市社会福祉協議会

１　目的

社会福祉法人豊川市社会福祉協議会（以下、「本会」という。）における採用活動、インターンシップ、実習、職場見学等、その他の求職活動等において、求職者等がハラスメント（セクシュアルハラスメント（以下、「セクハラ」という。）、パワーハラスメント（以下、「パワハラ」という。））により、不利益を受けたり、安心して求職活動等を行うことができなくなったりすることを防止するため、本会が講ずべき措置及び職員が遵守すべき事項を定めることを目的とします。

２　求職活動等とは

求職者が行う求職活動及び求職者等が行う職業の選択に資する活動をいい、採用面接、就職説明会、インターンシップ、実習等をいう。

また、対面による活動だけでなく、電子メール、ＳＮＳ、Ｗｅｂ会議その他オンラインを利用した活動を含む。

３　求職者等とは

⑴　本会の求人に応募する者
⑵　採用試験に参加する者
⑶　就職説明会または採用説明会等に参加する者
⑷　実習、職場体験、インターンシップに参加する者
⑸　その他、本会において職業の選択に資する活動を行う者

４　セクハラの対象となる行為

セクハラの内容は下記の例示のとおりです。なお、記載内容はあくまでも例示であり、例示以外でもセクハラと認める場合があります。

⑴　採用、実習等に必要のない性的な質問、発言をすること
⑵　必要なく求職者等の身体に触れること
⑶　採用、実習等と引き換えに、食事や交際等、私的な行為を求めること
⑷　職員個人の SNS アカウント等を利用して、求職者等と私的な連絡を行うこと
⑸　性的な画像、動画、メッセージ等を送信又は表示すること
⑹　その他、求職者等が不安や苦痛を感じるおそれのある性的な言動を行うこと

5　パワハラの対象となる行為

パワハラの内容は下記の例示のとおりです。なお、記載内容はあくまでも例示であり、例示以外でもパワハラと認める場合があります。

⑴　精神的な攻撃（必要以上に長時間、繰り返し執拗に叱る等）
⑵　身体的な攻撃（叩く、殴る、蹴るなどの暴行をする等）
⑶　過大な要求（実習生１人に相談対応をさせる等）
⑷　過小な要求（実習にも関わらず書類の整理のみを命じる等）
⑸　人間関係からの切り離し（無視する等コミュニケーションをとらない等）
⑹　個の侵害（交際相手について執拗に問う等）

6　セクハラ、パワハラへの本会としての対応

⑴　求職者等への対応
①　相談窓口を設置し、事実関係の迅速かつ正確な確認を行います。
②　相談に際し、プライバシーの保護等、必要な配慮を行います。
③　採用情報の発信や実習案内等において、本方針の周知を行います。

⑵　職員に対する対応
①　相談窓口を設置し、事実関係の迅速かつ正確な確認を行います。
②　研修の実施や本方針の周知・啓発を行います。
③　事実が確認された場合、就業規則その他の規程に基づき、行為者に対して必要な措置を行います。

7　相談窓口

社会福祉法人豊川市社会福祉協議会　総務課
連絡先　：０５３３－８３－５２１１
受付時間：平日（月曜日～金曜日）８時３０分～１７時１５分